

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

平成30年 9月21日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 自民クラブ

代表者名 草島 守之



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	三木 均
出張先	鹿児島市
期間	平成30年8月23日 ~ 平成30年8月26日(4日間)
用務	第10回生活保護問題議員研修会 鹿児島から生活保護を考える、今こそ問われる地方行政のあり方
調査(研修)結果等の概要	別紙報告書の通り
備考	

注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。

2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

第 10 回生活保護問題議員研修会

“敬天愛人”のまち

鹿児島から生活保護を考える、今こそ問われる地方行政のあり方

主 催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

日 時 平成 30 年 8 月 24 日（土）～25 日（日）

場 所 鹿児島県市町村自治会館

参加者 三木 均



基本報告：生活保護基準の度重なる引き下げと、あるべき生活保護

講 師 吉永 純（花園大学）

初めに、基調講演であるが、日本は貧困率は高いが、保護率は低く捕捉率も低い。その原因は保護が始まる時の貯金を認めず、自動車も原則として保有や使用を認めず、扶養の義務範囲も広いなど条件が厳しいためである。

そうした中で、2013 年から生活扶助費の相次ぐ引下げが行われ、2018 年 10 月からの引き下げでは、生活扶助基準は 1.8%、最大 5%、全体として 180 億円減額となり、受給世帯の 67%で減少（8%措置、26%増加）することになり、夫婦子供世帯、若年単身・夫婦、高齢者夫婦・単身など幅広い世帯で影響がでる。最も影響が大きいのは母子世帯であり全母子世帯の 7 割が 5%以上の削減を強いられる。住宅扶助費は、全国的に家賃が下がっているために 2015 年から減額されている。

何故このような改正が行われるのか。その理由の 1 つは生活保護世帯と第 1・十分位（下から 10%）を比べて、保護世帯が高くなった為である。第 1・十分位には生活保護基準未満層がたくさん入っている（保護基準以下でも生活保護が受けられない人がたくさんいる）。また、一般世帯の消費が下がれば下げる消費水準均衡方式を前提とする最低生活費算定方式（一般勤労世帯の消費水準の 60%を保障）では消費下降局面では大きな問題となる。

当然、子どもの貧困にも直結し、児童養育加算・母子加算の減額、学習支援費の廃

止など延べ 40 万人の子どもが不利益を受けることになる。また、一般世帯の大学進学率が 80%近くになっているにも関わらず保護世帯の子どもは大学などに進学すれば保護を廃止される（世帯分離）。負の連鎖から脱却するためには学歴も必要であり、世帯分離せず保護を続けるべきである。

NPO 法人抱樸の居住支援

居住と暮らしと地域づくり住まいと暮らしの安心確保事業

～抱樸が実施する民間連携型住居型居住支援とは

NPO 法人 抱樸（ほうぼく）

理事長 奥田 知志

抱樸は「ひとりの路上死もださない ひとりでも多く、一日でも早く、路上からの脱出を ホームレスを生まない社会を創造する」をモットーに 1988 年から活動を開始し、今年 30 年目をむかえる。

生活困窮状態を衣食住などの物理的な困窮（ハウスレス：「なにが必要か」）と「助けて」と言える相手のいない関係性の困窮（ホームレス：「だれが必要か」）の 2 つの側面にとらえ、30 年間支援事業に取り組んできた。

特に、民間連携型住居型居住支援に関しては、地元不動産業者による「自立支援居宅協力者の会」や連帯保証人を提供する「保証人バンク」、自立後の生活を伴走支援する「自立生活サポートセンター」などを通じて 2000 人以上が居住生活を取り戻している。

生活困窮者の住まい探しでは保証人がいないことや家賃滞納、亡くなった際の対応のほか、住人の生活状況や健康状態が悪化した時の相談先がないことなど貸し手側の大きな不安となり、住まい確保の壁となっていることから、抱樸が看取りまで続く見守りと相談対応を、家賃保証会社が賃貸保証を担うことで貸し手側の不安を解消、住まい提供の促進を目指している。

北九州市で発生した中村荘火災以後、中村荘が初期費用も住民票も保証人も不要、最初の一か月は 1 日 500 円の日割りで入居できるアパートであったことから、国は新たなセーフティーネット制度を設け、「住宅確保要配慮者」への居住支援を始めたことを受け、抱樸は「居住支援法人」となり活動している。

拡大する住まいの貧困と居住支援の課題

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科特任准教授

一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事

稲葉 剛

身寄りのない高齢が住まいを探すのは難しい。家賃の滞納や孤独死を嫌って、入居

を拒む家主や業者は多い一方で、家賃の安い公営住宅は不足し介護施設の空きはない。若者に関してもアパート代が払えず、24時間営業のインターネットカフェなどに寝泊まりする者が非正規雇用の拡大とともに増えた。路上生活者の一歩手前の若者が少なくない。住まいを失うと、困窮から抜け出すのはなおさら難しくなる。人間関係が途切れて孤立しがちで、支援にもつながりにくい（住まいの貧困）。

仕事の不安定化と住まいの不安定化は連動していて、ワーキングプアとハウジングプアは一体である。住まいは基本的人権であり、福祉政策としてハウジングファーストの考えを取り入れなければならない。

根本的な問題の1つに、わが国では住宅政策が福祉政策として位置付けられず、住宅は国土交通省、福祉は厚生労働省という縦割り行政の弊害がある。

この度成立した「改正住宅セーフティーネット法」は、空き屋や空き室を都道府県ごとに登録する制度を新たに設け、高齢者や低所得者、子育て世代などの入居につなげるものである。現状を変える一歩になるかもしれないが、家賃負担を軽減する補助制度の条文もなく、住まいの貧困に陥った人を広く助ける仕組みにつなげて行くには心もとない。

居住は、人間の尊厳を守る基礎であり、社会の基盤である。非正規雇用は拡大し、未婚率も上がり続けている。一人一人の生きる権利を守ると同時に、社会を成り立たせていく基盤として、誰もが住む場所に困らないよう支える確かな仕組みをつくらなければならない。

今こそこの縦割りを排除して福祉政策と住宅政策を一体的に扱う居住福祉政策が必要である。

取材現場から見えた貧困

元毎日新聞記者 西田 真季子

埼玉県では生活保護受給者チャレンジ支援事業「アスポート」を行っている。これは2010年から県、民間団体、市町村の連携事業としてスタートした教育事業である。生活保護家庭の中学3年生向けや高校生向けに無料で大学生やスタッフが勉強を教えるもので、ケースワーカーが家庭訪問し、教室を紹介する（アウトリーチ）。そのため確実に貧困状態にある子どもと出会え、更に世帯丸ごとと関われる頻繁な家庭訪問を行うことが特徴である。

子どもの貧困は離婚や死別などによる「ひとり親家庭」になるなどによる親（世帯）の貧困の連鎖であり、自己責任論の枠外にある。本当の解決には親の支援、生活支援なども含め、とことん伴走することが必要である。

第3分科会 地方都市から子どもの貧困をなくす



「子どもの貧困」問題に対応するために—理論編—

長崎短期大学 志賀 信夫

1. 「子どもの貧困」については、なんとなくの情報から言語化され整理された知識として理解することが必要である。子どもの貧困とは単にお金がないことだけではない。対策として勿論、所得給付も必要であるが、更に居場所の提供も必要である。
2. 「子どもの貧困」について、地域的な取組みの意義と限界について理解することが必要である。貧困問題は社会問題であり、社会的対応が必要であると共に地域問題への矮小化を避けなければならない。個人・地域・都市という問題ではなく、社会問題、社会全体の対応が必要となる。

「子どもの貧困」問題に対応するために—問題と実践—

北九州市立大学 地域創生学群 坂本 毅啓

子どもの貧困を考える上で理論と実践の2つがあり、日向市の調査から所得の問題、収入が大きく左右するということが理論上見えてくる。

日向市は人口6万2千人であり、子どもの貧困対策として、「こども未来応援会議」を開催し、「子どもの未来応援推進計画」策定のために、「子どもと家庭の生活・ニーズに関する調査」を2016年度に実施した

この調査の分析結果として、例えば大学に行くのが難しいなど関係性が乏しく、自由の制約を受けた社会的排除の状態に陥る所得水準を推定することができ、社会的排除状態にある世帯の割合を推計することが可能である。また、子育て世帯は2人以上の世帯であることを踏まえると、年収250万円から300万円あたりに社会的排除状態へ陥りやすくなる境界線、つまり「貧困線」ならぬ「社会的排除線」が存在すると考えられる。但し、小規模な一地方都市における分析結果であり、全国的に一般化できる水準であるかどうかについては限界があることに留意が必要である。

実践事例として、①大学生による高齢化団地支援活動（北九州市）、②地域で生きていけるためのキャリア教育（都市型のキャリア教育をすればみんな出て行ってしまうので、地場産業を扱う、沖縄県糸満市）、③高知市における子どもへの学習支援事

業（高知市）、④高知県における子ども食堂への支援（高知県）、⑤民間企業の日常を上手に活用した子ども食堂（あまった惣菜を弁当の形で提供、高知市）、⑥自治体がハード面で支援したことで住民の地域力が発揮された子ども食堂（高知県佐川市）などの事例が紹介された。

第3講 生存権はなぜ生まれたか、何を保障しているか

先ず、木村草太先生（首都大学東京教授）により憲法と生存権について講義形式で説明があり、生存権の定義と権利具体化法律としての生活保護法、さらに生存権に関する最高裁判例として朝日訴訟、栃木訴訟、堀木訴訟の判例、生存権の使い方、在りかたなどが示された。

次に、「わたしのまちの生活保護 議員としてのチェックポイント」という題で、田川秀信氏（社会福祉士・元世田谷区保護担当職員）氏により特別報告があった。

まとめ あるべき生活保護法改革とは何か

尾藤 廣喜（生活保護問題対策全国会議代表幹事）

生活保護利用者数は2015年の217万4331人をピークに減少傾向にあるが、貧困は深化し、格差は拡大しつつある。原因としては財政的な圧力の下で、自助、自立が強調され、制度の継続性などを理由として社会保障制度の保障内容が大きく後退したことで、労働環境が悪化し、非正規雇用の割合が増え、労働者への分配率が低下し、賃金収入の格差が開く一方で平均的な収入が低下してきたことなどによる。

従って、医療、年金、介護、住宅保障など社会保障制度の保障内容を抜本的に改革し、全体的な底上げを図ると共に、労働環境を改善し、非正規雇用の規制を強化し、労働者への分配率を上げ、最低賃金の増額を図っていかなければならない。こうした観点から生活保護制度の「改正」が求められる。

以上が講義内容であるが、言うまでもなく全国的に少子高齢化が進み、その抜本的な対策が求められている中で、生活保護制度の在り方もまた見直されつつある。憲法で保障する生存権の規定は重要であり、「最低限度の生活」は保障されなければならないが、財政的な課題と保障との折り合いをどのようにつけていくかは政治的に大きな課題である。真剣に考えて行かなければならない。